

個人情報保護法

が平成17年4月1日より

全面施行

されます

住所

氏名

年齢

職業



サンビューかじかざわ

～高度情報通信（IT）社会の安心を得るために～



「個人情報」とは
個人に関する情報で、氏名、生年月日、
その他の記述等により、特定の個人を識
別できるものをいいます。

現在、私たちのまわりではネットワークの普及に伴って、生活自体は便利になったものの、利用された「個人情報」がDM（ダイレクトメール）などで勝手に使われたりしているんじゃないか、他にも悪用されてしまうんじゃないか等の不安が高まっています。

そういった危機感のもと、平成15年の5月「個人情報の保護に関する法律」が公布されました。

この法律は、国民が安心して高度情報通信（IT）社会のメリットを受けられるように個人情報の適切な取扱いを求めています。

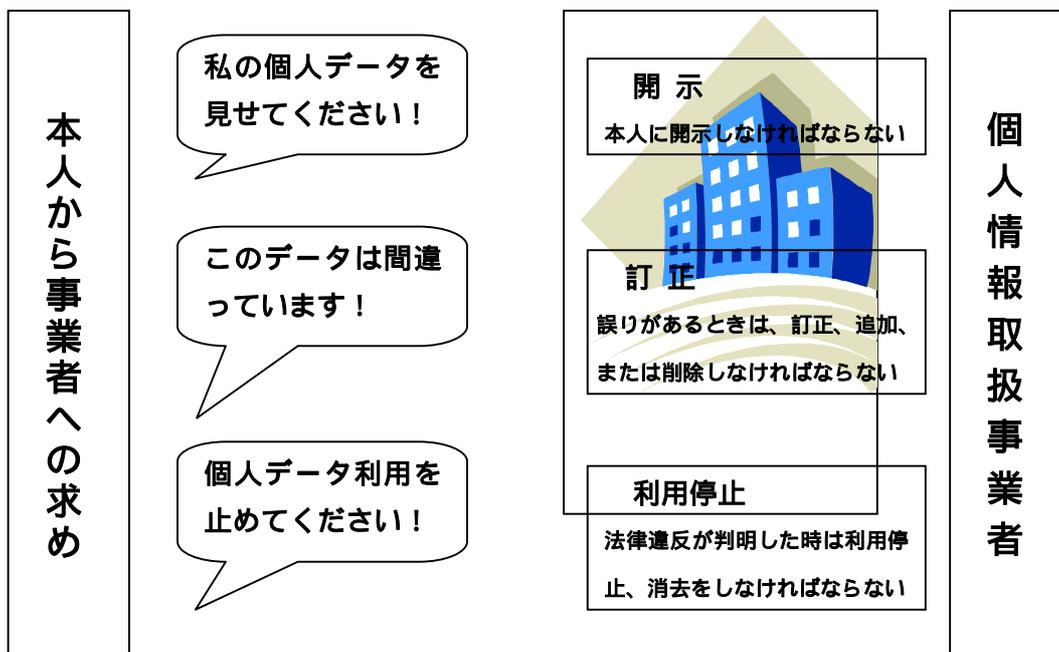
～事業者が守るべきルール～

1. 利用・取得に関すること（原則：但し状況等に応じた例外もある）
個人情報の利用目的を限定し、必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。
偽り、その他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。
本人から直接情報を取得する場合は、予め利用目的を明示し、間接的に取得した場合は、その目的を通知または公表しなければならない
2. 適正・安全な管理に関すること
個人情報の漏えいを防ぐため、データを安全に管理し、従業者や委託先を監督しなければならない。
3. 第三者提供に関すること
個人情報を、予め本人の同意を取らずに第三者に提供してはならない。
4. 開示等に関すること
事業者が保有する個人データに関して、本人から求めがあった場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければならない。
取扱いに関して苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理しなければならない。

～ 私たち（ご利用者様）は何ができる？～



個人情報保護法には事業者が保有する個人データに関して「本人が関与できる仕組み」が盛り込まれています。全面施行（平成17年4月1日）により、事業者には、次のような措置が求められます。



注）個人情報保護法において、本人からの求めについても一定の制限がありますので、上記は、あくまで「原則」であり、開示により、第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害する場合など、状況に応じた取扱いとなる場合があります。